

## 資治通鑑 第 192 卷

【唐紀八】 起柔兆闡茂九月，盡著雍困敦七月，凡二年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 11 卷 139p

### 高祖神堯大聖光孝皇帝下之下武德九年（丙戌，626年）

**突厥**■ **〔突厥に捕虜返還交渉〕** 九月，突厥の**頡利**は馬三千匹，羊萬口を獻ず。上（太宗李世民）は受けず，但だ詔して掠する所の中國の戸口を歸さしめ，**温彦博**（前卷八年に突厥に没す）を征して朝に還らしむ。

#### 【太宗李世民は自ら励む】

■ **〔民の安寧と射撃訓練〕** 丁未（43-22+1=22日），上は諸衛將卒を引いて射を顯德殿（東宮の即位し、そのまま御す）の庭に習わしめ、之を諭して曰く、

「戎狄は侵盜すること、古より之有り、患いは邊境少しく安ければ、則ち人主は逸遊して戦いを忘れる在り、是を以て寇來たれば之を能く御ぐ莫し。今朕は汝が曹をして池を穿ちて苑を築か使めず、専ら弓矢を習わしめ、間に居り事無ければ、則ち汝が師と為り、突厥は入寇すれば、則ち汝が將と為り、庶幾くは中國之民以て少しく安かる可からん乎！」

■ **〔親ら側近の精銳養成〕** 是に於いて日に數百人を引いて射を殿庭に教え、上は親ら臨試し、（11-140p）中ること多き者は賞するに弓、刀、帛（旧唐書太宗紀には布帛）を以てし、其の將帥にも亦た上考（唐の考功の法は上中下皆三等に分かつ）を加える。群臣は多く諫めて曰く、

「律に於いて、兵刃を以て御在所に至る者は絞すと。今卑碎之人をして軒陛之側に於いて弓を張り矢を挟ま使め、陛下は親ら其の間に在り、萬一狂夫有りて竊に發し、意に出でれば、社稷を重んず所以に非ざる也。」

韓州（武德三年に同州の河西。韓城・郃陽を分けて西韓州を置く。又陝州の界に於いて南韓州を置く）刺史の**封同人**は詐りて驛馬に乗り入朝して切諫す。上は皆な聽かず、曰く、

「王者は四海を視ること一家の如し、封域之内は、皆な朕の赤子なり、朕は一一心を推して其の腹中に置く、奈何して宿衛之士も亦た猜忌を加えん乎！」

是に由りて人は自ら勵まんと思ひ、數年之間、悉く精銳と為る。

■ **〔太宗の勝利の秘訣〕** 上は嘗て言う、

「吾は少きときより四方を經略し、頗る用兵之要を知る、毎に敵陳を觀、則ち其の強弱を知り、常に吾が弱きを以て其の強きに当たり、強をもて其の弱きに當たる。彼は吾の弱きに乘ずれば、奔るを逐うこと數十百歩に過ぎず、吾が其の弱きに乘ずれば、必ず其の陳後に出でて之を反撃し、潰敗せざるは無し、勝ちを取る所以は、多くは此に在る也。」

■ **〔功臣の功名争い〕** 己酉（45-22+1=24日），上は面のあたりに勳臣の**長孫無忌**等の爵邑を定め、**陳叔達**に命じて殿下に於いて唱名して之を示さしめ、且つ曰く、

「朕は卿等の勳賞を敘するに或は未だ當たらざれば、宜しく各々自ら言うべし。」

是に於いて諸將は功を争い、紛紜として已まず。淮安王の**神通**は曰く、

「臣は關西に擧兵し（184 卷隋の恭帝義寧元年にあり）、首として義旗に應ず、今**房玄齡**、**杜如晦**等は専ら刀筆を弄し、功は臣の上に居り、臣は竊に服せず。」

上は曰く、

「義旗は初めて起き、叔父は首唱して擧兵すると雖も、蓋し亦た自ら禍いを脱するを營む。竇建徳が山東を吞噬するに及び、叔父は全軍覆没す（188 卷武徳二年にあり）。劉黑闥が再び餘燼を合わせ（189 卷四年にあり）、叔父は風を望みて北に奔る。玄齡等ははかりごと 籌を帷幄めぐに運らし、坐して社稷を安んず、論功行賞は、固より宜しく叔父之先に居るべし。叔父は、國之至親なり、朕は誠に愛おしむ所無し、但だ私恩を以て濫りに勳臣と同賞す可からざる耳！」

諸將は乃ち相い謂って曰く、

「陛下は至公にして、淮安王と雖も尚ほ私する所無し、吾が儕は何ぞ敢えて其の分に安んぜざらんや。」遂に皆な悦服す。房玄齡は嘗て言う、

「秦府の舊人は未だ官を遷さざる者は、皆な嗟怨して曰く、『吾が屬は左右に奉事すること、幾何の年ぞ矣！今官に除せられるとも、返つて前宮（前太子建成の宮）、齊府（齊王元吉の府）の人の後ろに出る。』」

上は曰く、

「王者は至公にして私無し、故に能く天下之心を服す。朕は卿が輩と日々に衣食する所、皆な諸を民に取る者也。故に官を設け職を分け、以て民の為にする也、當に賢才を擇び而して之を用いるは、豈に新舊を以て先後を為さん哉！必ず也新に而して賢に、舊に而して不肖ならば、安んぞ新を捨て而して舊を取る可けん乎！今其の賢不肖を論ぜず而して直ちに嗟怨を言うは、豈に政之體為らん乎！」（11-141p）

■ 【民間の妖祠禁止】 詔す、

「民間の妄りに妖祠を立てるを得ざらしむ。卜筮の正術に非ざるより、其の餘の雜占は、悉く禁絶に従う。」

■ 【文學之士精選】 上は弘文殿に於いて四部（經史子集）の書二十餘萬卷を聚め、弘文館を殿側に置き、天下の文學之士の虞世南、褚亮、姚思廉、歐陽詢、蔡允恭、蕭德言等を精選し、本官を以て學士を兼ね、更日に宿直せ令め、朝を聴く之隙に、引いて内殿に入れ、前言往行を講論し、政事を商榷（善悪可否をはかる）し、或は夜分に至り乃ち罷む。又た三品已上の子孫を取りて弘文館の學生（統は學士）に充てる。

■ 冬，十月，丙辰（52-52+1= 1 日）朔，日之を食する有り。

■ 【建成らを追封】 詔して故の太子の建成を追封して息王（息は國名）と為し、諡して隱と曰う。齊王の元吉を刺王と為し、禮を以て改葬す。葬る日、上は之を宜秋門（千秋殿の宮、齊王の府）に哭し、甚だ哀しむ。魏徵、王珪は陪送して墓所に至るを表請し、上は之を許し、宮府の舊僚に命じて皆な送葬せしむ。

■ 【皇太子冊立】 癸亥（59-52+1= 8 日）、皇子の中山王の承乾（承乾殿に生まれる）を立てて太子と為す、生まれて八年なり矣。

■ 【功臣の實封制定】 庚辰（16+60-52+1= 2 5 日）、初めて功臣の實封を定めて差有り。（唐の爵九等。一に王は食邑萬戸正一品。二に嗣王・郡王は五千戸從一品。三に國公三千戸從一品。四に開國郡公二千戸正二品。五に開國縣公千五百戸從二品。六に開國縣侯千戸從三品。七に開國縣伯七百戸正四品上。八に開國縣子五百戸正五品上。九に開國縣男三百戸從五品上。凡そ封戸は三丁以上を率と為し、歲租三の一は朝廷に入る。實封を食む者は眞戸を得、諸州に分食す）

■ 【蕭瑀・陳叔達は不敬に坐して免官】 初め、蕭瑀は封德彝を上皇に薦め、上皇は以て中書令と為す。上の即位に及び、蕭瑀は左僕射と為り、德彝は右僕射と為る。議事は已に定まり、德彝は數々之（統は無し）を上の前に反し、是に由りて隙有り。時に房玄齡、杜如晦は新たに事を用い、皆な瑀を疏んじ而して德彝に親しみ、蕭瑀は平らかなる能わず、遂に封事を上りて之を論じ、辭指は寥落（荒廢す）なり、是に由りて旨に忤むねう。蕭瑀は陳叔達と上の前に忿争し、庚辰（16+60-52+1= 2 5 日）、瑀、叔達は皆な不敬に坐し

て、免官す。(胡三省曰く、太宗の初政の時、房杜の賢・蕭瑀の直を以てして、相い親しまず、乃ち封德彝を親しむは、蓋し瑀の疎直にして興に事を危疑の間に共にし難く、而して封德彝の狡数、之と親密ならざれば、則ち其の情を得る能わざるを以てなり。後の相と為る者は、其の心は権量する所無く、唯「君子を親しみ精進を遠ざく」と曰うは、未だ能く済す者有らざる也と)

■ [突厥被害者の救済] 甲申 (20+60-52+1=29日)、民部尚書の**裴矩**は奏す、

「民は突厥の暴踐に遭う者は、請う、戸ごとに絹一匹を給せん。」

上は曰く、

「朕は誠信を以て下を御し、虚しく存恤之名有り而して其の實無きを欲せず、戸に大小有り、豈に雷同して給賜するを得ん乎！」

是に於いて口を計りて率と為す。

■ [宗室の諸王の整理] 初め、**上皇**は宗室を強くして以て天下を鎮ぜんと欲し、故に皇の再從(曾祖を同じくするを再從兄弟)、三從弟(高祖を同じくすを三從兄弟)及び兄弟之子(下×)、童孺と雖も皆な王と為し、王たる者は數十人あり。上は從容として群臣に問う、

「遍く宗子を、天下に封じるは利ある乎？」

**封德彝**は對えて曰く、

「前世唯だ皇子及び兄弟のみ乃ち王と為し、自餘は大功有るに非ざれば、王と為る者無し。**上皇**は九族を敦睦し、大いに宗室に封じ(宗室を封じて郡王と為すは190卷五年にあり)、兩漢より以來未だ今の如き之多き者有らず。爵命は既に崇く、(11-142p) 多く力役(蓋し防閑・庶僕・白直の類)を給するは、恐らくは天下に示すに至公を以てすに非ざる也。」

上は曰く、

「然り。朕は天子と為り、百姓を養う所以なり、豈に百姓を勞して以て己之宗族を養う可けん乎！」

十一月、庚寅(26-21+1=6日)、宗室の郡王を降して皆な縣公と為し、惟だ功有る者數人のみ降さず。

■ [盜を止めるを議す] 丙午(42-21+1=22日)、上は群臣と盜を止めるを議す。或は法を重くして以て之を禁じるを請い、上は之を晒わらいて(笑えども顔を壊さざる)曰く、

「民之盜を為す所以の者は、賦繁く役重く、官吏が貪求し、饑寒して身に切なるに由る、故に廉恥を顧みるに暇あらざる耳。朕は當に奢りを去り費えを省き、徭を軽くし賦を薄くし、廉吏を選用し、民をして衣食(主食×)餘り有ら使めれば、則ち自ら盜を為さざらん、安んぞ重法を用いん邪！」

是より數年之後、海内は昇平にして、路に遺ちたるを拾わず、外戸は閉じず、商旅に野宿す焉。上は又た嘗て侍臣に謂って曰く、

「君は國に依り、國は民に依る。民を刻して以て君に奉じるは、猶ほ肉を割いて以て腹を充たすがごとし、腹は飽き而して身は斃れ、君は富み而して國は亡ぶ。故に**人君**之患うれいは、外より來たらず、常に身由り出ず。夫れ盛を欲すれば則ち費えは廣く、費え廣ければ則ち賦は重く、賦重ければ則ち民は愁い、民愁えば則ち國は危うく、國危うければ則ち君は喪う矣。朕は常に此を以て之を思い、故に敢えて欲を縦にせざる也。」

■ [益州の獠の討伐を許さず] 十二月、己巳(5+60-51+1=15日)、益州の大都督(今年六月に大行台を廢して大都督府を置く。是の後諸州の都督府を分けて上中下三等と為し、大州の都督は從二品、長史は從三品、司馬は從四品、中州の都督は正三品、別駕は正四品上、司馬は正五品下。下州の都督は從三品、別駕長史司馬は亦皆一品を降す)の**竇軌**は奏して稱す、

「獠は反す、請う兵を發して之を討たん。」

上は曰く、

「獠は山林に依阻し、時に出でて鼠竊す、乃ち其の常俗なり。牧守は苟くも能く撫して恩信を以てすれば、自然に帥服せん、安んぞ輕々しく干戈を動かし、其の民を漁獵し、之を禽獸に比す可けんや、豈に民の父母と為る之意ならん邪！」

竟に許さず。

■ 〔太宗は上書を毎日壁に貼って見る〕 上は**裴寂**に謂って曰く、

「<sup>このごろ</sup>比 上書して事を言う者多く、朕は皆な之を屋壁に粘し、出入するに省覽するを得、毎に道を治めるを思い、或は深夜にして方に寝ねる。公が輩も亦た當に職業を恪勤し(慎み務める)、朕の此の意に副うべし。」

■ 〔魏徵の太宗への、中男動員せざるの諫言〕 上は精を厲まして治を求め、數々**魏徵**を引いて臥内に入れ、訪ねるに得失を以てす。徵(征×)は知れば言わざる無し、上は皆な欣然として嘉納す。上は遣使して兵を點ぜしめ、**封德彝**は奏す、

「中男(民十六、十八は成丁、二十一で丁とし力役に充てる)は未だ十八ならずと雖も、其の軀幹の壯大なる者は、亦た並せて點ず可し。」

上は之に従う。敕は出ず、**魏徵**は固執して以て不可と為し、肯えて敕に署せず(唐の制では中書舍人は勅に署名す。魏徵は時に諫議大夫たり。抑々太宗は亦た是をして連署せしむるか)、數四に至る。上は怒り、召し而して之を讓めて曰く、

「中男の壯大なる者は、乃ち奸民詐妄し以て征役を避けるなり、之を取るは何の害あり、而るに卿は固執して此に至るや！」

對えて曰く、

「夫れ兵は(11-143p)之を御すること其の道を得るに在り、衆多きに在らず。**陛下**は其の壯健を取り、道を以て之を御せば、以て天下に敵無きに足らん、何ぞ必ずしも多く細弱を取り以て虚數を増さん乎！且つ**陛下**は毎に云う、『吾は誠信を以て天下を御し、臣民をして皆な欺詐無から使めんと欲す。』と。今即位して未だ幾くもなくして、信を失う者數々なり矣！」

上は愕然として曰く、

「朕は何為れぞ信を失わんや？」

對えて曰く、

「**陛下**は初めて即位し、下詔して云う、『官物を逋負(貢賦の未納)するは、悉く蠲免(減免)せ令む。』有司は以為らく秦府の國司に負う者は、官物に非ず、征督すること故の如し。**陛下**は秦王以て升りて以て天子と為り、國司之物は、官物に非ず而して何ぞや！又た曰く、『關中には二年の租調を免じ、關外は復た一年を給す。』既に而して繼ぎて敕有りて云う、『已に役し已に輸する者は、來年を以て始めて為さん。』散還(既に其の已に輸せる物を散じ還し、而して復之を徵す)之後、方に復た更に征(続は徵)し、百姓は固より已に怪しむ無き能わず。今既に徵して物を得、復た點しで兵と為せば、何ぞ來年を以て始めと為すと謂わん乎！又た、**陛下**は與に共に天下を治める所の者は守宰に在り、居常簡閱すること、鹹な以て之を委ねる。兵を點ざるに至りては、獨り其の詐るを疑い、豈に所謂誠信を以て治を為すならん乎！」

上は悦びて曰く、

「向者に**朕**は卿が固執するを以て、卿が政事に達せざるを疑い、今卿は國家の大體を論じること、誠に其の精要を盡くす。夫れ號令信ならざれば、則ち民は従う所を知らず、天下は何に由りてか而して治まらん乎？**朕**は過まてること深し矣！」

乃ち中男を黜ぜず、微に金甕一を賜わる。上は景州（漢の平原郡高県の地、隋は弓高県を置き、歡州に属す。唐は河北を平らげ、弓高を分けて景州を置く。直隸省津海道東光県、現・沧州市東光県）の録事參軍の張玄素の名を聞き、召見し、問うに政道を以てし、對えて曰く、

「隋主は好く自ら庶務を専らにし、群臣に任ぜず。群臣は恐懼し、唯だ稟受して奉行するを知る而して已む、之れに敢えて違ふもの莫し。一人之智を以て天下之務めを決す、借使得失相い半ばするとも、乖謬已に多く、下は諛い上は蔽われ、亡びずして何をか待つや！陛下は誠に能く謹みて群臣を擇び而して分けて任ずるに事を以てし、高拱穆清（世の中が穏やかに治まる）し而して其の成敗を考え以て刑賞を施し、何ぞ治まらざるを憂えん！又た、臣は隋末の亂離を觀るに、其の天下を爭わんと欲する者は十餘人に過ぎず而して已み、其の餘は皆な郷黨を保ち、妻子を全くし、以て有道を待ち而して之に歸す耳。乃ち知る百姓の亂を好む者も亦た鮮なし、但だ人主は之を安んぞ能わざる耳。」

上は其の言を善しとし、擢んで侍御史と為す。

■ **[大寶箴の聖人の教え]** 前幽州の記室直の中書省の張蘊古は《大寶箴》を上り、其の略に曰く、  
「聖人は命を受け、溺を拯い屯を亨し、故に一人を以て天下を治め、天下を以て一人を奉ぜず。」  
又た曰く、

「九重を内に壯んにするも、居る所は膝を容れるに過ぎず。彼は昏くして知らず、其の台を瑤（美玉）にし而して其の室を瓊（美玉）にす。八珍（淳蒸・淳母・炮捍・炮豚・樗珍・漬・熬・汗膾）を前に羅ねるも、食う所は口に適うに過ぎず。惟だ狂にして念う罔く、其の糟を丘にし而して其の酒を池にす。」

又た曰く、

「沒没とし而して暗き勿れ、察察とし而して明かなる勿れ、（11-144p）冕旒（冕して旒を前にする）目を蔽うと雖も而して未だ形とならざるを視、黈纆（耳栓か、指黄綿所制的小球）耳を塞ぐと雖も而して聲無きに聴く。」

上は之を嘉し、賜うに束帛を以てし、大理丞（正六品、寺事を分判するを掌る）に除す。

■ **[傅奕の仏教感]** 上は傅奕を召し、之に食を賜い、謂って曰く、

「汝は前に奏する所（前卷この年六月）、幾んど吾が禍いと為らんとす。然るに凡て天變有れば、卿は宜しく言を盡くすこと皆な此くの如し、前事を以て懲りると為す勿かれ也。」

上は嘗て奕に謂って曰く、

「佛之教為るや、玄妙にして師とす可し、卿は何ぞ獨り其の理を悟らずや？」

對えて曰く

「佛は乃ち胡中の桀黠にして、彼の土を誑耀（欺騙迷惑）す。中國の邪僻之人は、莊、老の玄談を取り、飾るに妖幻之語を以てし、用って愚俗を欺く。民に益無し、國に害有り、臣は悟らざるに非ず、鄙しみて學ばざる也。」

上は頗る之を然りとす。

■ **[裴矩は帝のおとり捜査を批判]** 上は吏が多く賂（法を枉げて賄賂を受ける）を受けるを患い、密に左右をして試しに之に賂せ使む。司門（司門郎は刑部に属し、天下の門関の出入往來の籍賦を掌りて、其の政を審かにす。令史六人有り）の令史有り絹一匹（唐の令に布帛は皆闊そ尺八寸、長さ四丈を一匹と為す）を受け、上は之を殺さんと欲し、民部尚書の裴矩は諫めて曰く、

「吏と為りて賂を受けるは、罪は誠に當に死すべし。但し陛下は人をして之を遣り而して受け使むは、乃ち人を法に陥とす也、恐らくは所謂『之を道びくに徳を以てし、之を齊うに禮を以てす』（論語為政篇の孔子の言）に非ざらん」

上は悦び、文武五品已上を召して之を告げて曰く、

「裴矩は能く官に当たりて力争し、面従を為さず、<sup>も</sup>倘し事毎に皆な然れば、何ぞ治まらざるを憂えん！」

■ **[君の影は臣]** 臣光は曰く、古人に言有り、君明らかなれば臣直なり。裴矩は隋に侯にし而るに唐に忠なり、其の性之變ずる有るに非ざる也。君其の過まちを聞くを惡めば、則ち忠も化して侯と為り、君直言を聞くを樂しめば、則ち侯も化して忠と為る。是に知る君と者表也、臣と者景也、<sup>かかげ</sup>表動けば則ち景は隨う矣。

■ 是の歲、皇子の長沙郡王の恪を進めて漢王と為し、宜陽郡王の祐を楚王と為す。

■ **新羅 百濟 高麗 [太宗は朝鮮三国を調停]** 新羅、百濟、高麗の三國は宿仇有り、迭いに相い攻撃す。

上は國子助教（唐の國子学に助教五人有り。従六品上、博士を佐けて經を分けて教授する）の朱子奢を遣わして往きて指を諭さしめ、三國は皆な上表して謝罪す。

## 太宗文武大聖大廣孝皇帝<sup>上之上</sup> 高祖神堯大聖光孝皇帝<sup>下之下</sup> 貞觀元年（丁亥，627年）

（太宗李世民は高祖の次子。帝は初め文皇帝と諡し廟を太宗とす。咸亨五年に太宗文武聖皇帝と追諡す。天寶八載、太宗文武大聖皇帝と追尊す。十三載また太宗文武大聖大廣孝皇帝と加尊す）

■ 春，正月，乙酉（21-20+1=2日），改元す。

■ **[文は武に及ばずは誤り]** 丁亥（23-20+1=4日），上は群臣に宴し，《秦王破陳樂》（太宗は秦王となり、劉武周を破る。軍中相い興に秦王破陳樂曲を作る）を奏す。上曰く、

「朕は昔委を受けて專征し、民間は遂に此の曲有り、文德之雍容に非ざると雖も、然も功業は茲に由り而して成る、敢えて本を忘れず。」

封德彝は曰く、（11-144p）

「陛下は神武を以て海内を平らげ、豈に文德之比するに足らんや！」

上は曰く、

「亂に戡つに武を以てし、成に文を以てす、文武之用は、各々其の時に隨う。卿は謂う文は武に及ばず、斯の言は過まてり矣。」

德彝は頓首して謝す。

■ **[諫言の奨励]** 己亥（35-20+1=16日），制す、

「自今中書、門下及び三品以上は入閣して議事するは、皆な諫官に命じて之に隨い、失有れば輒ち諫めしむ。」

■ **[肉刑を改め流徒三千里]** 上は吏部尚書の長孫無忌等に命じて學士、法官と更に律令を議定せしめ、絞刑（絞首刑）五十條を寬めて右趾を斷つと為し、上は猶ほ其の慘を嫌いて、曰く

「肉刑は廢すること已に久し、宜しく以て之に易える有るべし。」

蜀王の法曹參軍（唐の制に諸王に功倉戸兵騎法士等の七曹參軍あり、正七品上）の裴弘獻は、

「請う改めて加役と為し流徒（流流×）三千里、居作三年とせん」

と、詔して之に從う。

■ 上は兵部郎中の戴胄が忠清公直なるを以て、擢<sup>ぬきん</sup>でて大理少卿と為す。上は選人に詐冒（詐妄）資廕（父祖の功德により子孫を庇う）多きを以て、敕して自首せ令め、首せざる者は死す。未だ幾くもなくして、詐冒の事<sup>あら</sup>覺わる者有り、上は之を殺さんと欲す。胄は奏す、

「法に據れば應に流すべし。」

上は怒りて曰く、

「卿は法を守らんと欲し而して**朕**をして信を失わ使むる乎？」

對えて曰く、

「救者一時之喜怒に出で、法者國家の大信を天下に布する所以也。**陛下**は選人之詐り多きを忿り、故に之を殺さんと欲す、而して既に其の不可を知り、復た之を斷ずるに法を以てす、此れ乃ち小忿を忍び而して大信を存ずる也。」

上は曰く、

「卿は能く法を執る、**朕**は復た何をか憂えんや！」

**胄**は前後に顔を犯して法を執り、言は湧泉の如く、上は皆な之に従い、天下に冤獄は無し。

■ **〔杜淹は封德彝に感服〕** 上は**封德彝**をして賢を擧げ令め、久しく擧げる所無し。上は之を詰り、對えて曰く、

「心を盡くさざるに非ず、但だ今に於いて未だ奇才有らざる耳。」

上は曰く、

「君子の人を用いるは器の如し、各々長する所を取り、古之治を致す者は、豈に才を異代に借りん乎？正に己の知る能わざるを患い、安んぞ一世之人を誣う可けんや！」

**德彝**は慚じ而して退く。御史大夫の**杜淹**は奏す、

「諸司の文案は恐らくは稽失有らん、請う御史をして司に就きて檢校せしめん。」

上は以て**封德彝**に問い、對えて曰く、

「官を設け職を分け、各々所司有り。果たして愆違有れば、御史は自ら應に糾擧すべし。若し遍く諸司を歴、疵類（欠点）を搜括（搜索暴く）するは、太いに煩碎と為す。」

**淹**は默然とし。上は**淹**に問う、

「何の故か復た論執せざるや？」

對えて曰く

「天下之務めは、當に至公を盡くすべし、善なれば則ち之に従う。**德彝**の言う所は、真に大體を得たり、臣は誠に心服し、敢えて非を遂げず。」

上は悦びて曰く、

「公等は各々能く是くの如し、**朕**は復た何をか憂えんや！」

■ **〔饋絹を受け、さらに賜るの恥〕** 右驍衛大將軍の**長孫順德**は人の饋絹を受け、事は覺われ、上は曰く、  
「**順德**は果たして能く國家に益有らんや、(11-146p) **朕**は之と共に府庫を有たん耳、何ぞ貪冒なること是く如きに至る乎！」

猶ほ其の功有るを惜しみ、之を罪せず、但だ殿庭に絹數十匹を賜る。大理少卿の**胡演**は曰く、

「**順德**は法を枉げて財を受け、罪は赦す可からず、奈何して復た之に絹を賜うや？」

上は曰く、

「彼は人の性有り、絹を得る之辱は、刑を受けるより甚だし。如し愧を知らざれば、一の禽獸耳、之を殺すに何の益あらんや！」

## 【李藝の反乱収束で群雄整理、十道整理】

■辛丑 (37-20+1=18日), 天節將軍 (宜州道を天節と為し將軍一人を置く) の燕郡王の**李藝**は涇州に據りて反す。

■ **[李藝討伐、州郡整理]** **藝**之初めて入朝する也 (武徳五年に兵を率いて太子建成と会し、劉黑闥を討ちて遂に入朝), 功を恃みて驕倨なり, **秦王**の左右は其の營に至り, **藝**は故無く之を毆る。上皇は怒り, **藝**を収めて獄に繋ぎ, 既に而して之を釋す。上は即位し, **藝**は内に自ら安んぜず。曹州の妖巫の**李五戒**は**藝**に謂って曰く、「王の貴色は已に發す！」

之に反すを勸める。**藝**は乃ち詐りて密敕を奉ずと稱し, 兵を勒して入朝す。遂に兵を引いて幽州に至り, 幽州治中 (別駕) の**趙慈皓**は馳せ出でて之に謁し, **藝**は入りて幽州に據る。吏部尚書の**長孫無忌**等に詔して行軍總管と為し以て之を討たしむ。**趙慈皓**は官軍の將に至らんとするを聞き, 密に統軍の**楊岌**と之を圖り, 事は洩れ, **藝**は**慈皓**を囚る。**岌**は城外に在りて變を覺り, 兵を勒して之を攻め, **藝**の衆は潰え, 妻子を棄て, 將に突厥に奔らんとす。烏氏 (安定郡に属す, 甘肅省涇原道涇川県、現・平涼市涇川県) に至り, 左右は之を斬り, 首を長安に傳える。弟の**壽**は, 利州都督と為り, 亦た坐して誅せらる。初め, 隋末の喪亂に, 豪傑は並び起ち, 衆を擁して地に據り, 自ら相い雄長たり。唐が興こり, 相い帥いて來歸し, 上皇は之が為に州縣を割置して以て之に寵祿し, 是に由りて州縣之數は開皇、大業之間に倍す。上は民少なく吏多きを以て, 其の弊を革めんとする。二月, 命じて大いに並省を加え, 山川の形便に因りて, 分けて十道と為す。一を關内と曰い, 二を河南と曰い, 三を河東と曰い, 四を河北と曰い, 五を山南と曰い, 六を隴右と曰い, 七を淮南と曰い, 八を江南と曰い, 九を劍南と曰い, 十を嶺南と曰う。

■三月, 癸巳 (29-20+1=10日), **皇后**は内外の命婦を帥いて親ら蠶す。(内命婦は宮内の女官、貴妃より侍る巾に至る。九品に分ける。外命婦は六有り、王嗣王郡王の母妻を妃と為し、一品の国公の母妻を国夫人、三品以上の母妻を郡夫人、四品の母妻を郡君、五品の母妻を県君、勳官の四品の封有る者の母妻を郷君と為す。凡そ外命婦の朝参するや、夫子の品になぞらう)

■閏月, 癸丑 (元嘉歴では四月、49-49+1=1日) 朔, 日之を食する有り。

■ **[弓矢の木心で無知を悟る]** 壬申 (8+60-49+1=20日), 上は太子の少師の**蕭瑀**に謂って曰く、「朕は少くして弓矢を好み, 良弓十數を得, 自ら謂えらく以て加える無し, 近ごろ以て弓工に示す, 乃ち曰く『皆な良材に非ず』。朕は其の故を問ひ, 工は曰く、『木心は直ならず, 則ち脈理は皆な邪なり, 弓は勁しと雖も而るに矢を發して直ならず。』(11-147p) 朕は始めて寤る向者に之を辨じるに未だ精しからざる也。朕は弓矢を以て四方を定める, 之を識ること猶ほ未だ盡くす能わず, 況んや天下之務めは, 其れ能く遍く知らん乎！」

乃ち京官 (在京の職事官) 五品以上に命 (続は令) じて更々中書内省に宿せしめ, 數々延見し, 問うに民間の疾苦, 政事の得失を以てす。

■ **[涼州都督長樂王幼の誅殺]** 涼州都督の長樂王の**幼良**は, 性は粗暴にして, 左右の百餘人は, 皆な無賴の子弟なり, 百姓を侵暴す。又た羌、胡と互市す。或は**幼良**の異志有るを告げ, 上は中書令の**宇文士及**を遣わして驛を馳せて之を代わらしめ, 並せて其の事を按ぜしむ。左右は懼れ, **幼良**を劫かして北虜に入らんと謀り, 又た**士及**を殺して河西を據有せんと欲す。復た其の謀を告げる者有り, 夏, 四月 (元嘉歴では四月閏月), 癸巳 (29-19+1=11日), **幼良**に死を賜う。

■ **[突厥 [苑君璋の投降]** 五月, **苑君璋** (劉武周と同じく起こり, ここで初めて降る) は衆を帥いて來降す。初め, **君璋**は突厥を引いて馬邑を陥し (190 卷高祖武徳六年にあり), **高滿政**を殺し, 退きて恆安 (隋の朔州雲内県の恆安鎮は北魏の平城、唐は後に雲州及び雲中県を置く) を保つ。其の衆は皆な中國人なり, 多くは**君璋**を棄てて來降す。**君璋**は懼れ, 亦た降り, 北邊を捍ぎて以て贖罪するを請ひ, 上皇は之を許す。**君璋**は約契を請ひ, 上皇は雁門



(代州を帯びる、山西省雁門道代県、現・忻州市代県)人の**元普**をして之に金券を賜わしむ。**頡利可汗**は復た人を遣わして之を招き、**君璋**は猶豫して未だ決せず、恆安人の**郭子威**は**君璋**を説いて以わく、

「恆安の地は險しく城は堅く、突厥は方に強し、且く當に之に倚りて以て變を觀るべし、未だ手を人に束ねる可からず。」

**君璋**は乃ち**元普**を執りて突厥に送り、復た之と合し、數々突厥と入寇し是に至り、**頡利**の政亂れるを見、其の恃むに足らずを知り、遂に衆を帥いて來降す。上は**君璋**を以て隰州都督、芮國(故の西周・春秋の國、現・山西省運城市芮城縣)公と為す。

■ **[佞臣を試さず]** 上書して請う者有り、

「佞臣を去らん」

と、上は問う、

「佞臣とは誰為るや？」

對えて曰く、

「臣は草澤に居り、其の人を的知す能わず、願わくは陛下は群臣と言ひ、或は陽りて怒りて以て之を試みるべし、彼の理を執りて屈せざる者は、直臣也、威を畏れて旨に順う者は、佞臣也。」

上は曰く、

「君は、源也。臣は、流れ也。其の源を濁し而して其の流れ之清きを求めるは、得る可からず矣。君が自ら詐りを為し、何ぞ以て臣下之直を責めん乎！朕は方に至誠を以て天下を治め、前世の帝王の好みて權譎小數を以て其の臣下に接する者を見、常に竊に之を恥じる。卿の策は善と雖も、朕は取らざる也。」

■ 六月、辛巳(18-17+1=2日)、右僕射の密明公の**封德彝**は薨ず。

■ 壬辰(28-17+1=12日)、復た太子少師の**蕭瑀**(去年官を免ぜらる)を以て左僕射と為す。

■ **[周、秦の長短]** 戊申(44-17+1=28日)、上は侍臣と周、秦の修短(長短)を論じ、**蕭瑀**は對えて曰く、「紂は不道を為し、**武王**は之を征す。周及び六國は罪無く、**始皇**は之を滅ぼす。天下を得るは同じと雖も、人心を失う(続により補充)は則ち異なる。」

上は曰く、

「公は其の一を知り、未だ其の二を知らず。周は天下を得、増々仁義を修める。秦は天下を得るも、益々詐力を尚ぶ。此の修短之殊なる所以也。蓋し之を取るに或は逆を以て得可きも、之を守るは順ならざるを以てす可からざる故也。」

**瑀**は及ばざるを謝す。山東は大旱し、所在に詔して賑恤せしめ、今年の租賦を出すなからしむ。

■ **[長孫無忌を宰相とす]** 秋、七月、壬子(48-47+1=2日)、吏部尚書の**長孫無忌**を以て右僕射と為す。**無忌**は上と布衣の交りを為し、加えるに外戚(皇后の兄)を以てし、佐命の功有り、上は委ねるに腹心を以てし、其の禮遇は群臣は及ぶ莫し、用いて宰相と為さんと欲する者は數々なり矣。**文德皇后**は固く請いて曰く、

「妾は位は椒房(皇后宮)に備わり、家之貴寵は極まれり矣、誠に兄弟の復た國政を執るを願わず。**呂、霍、上官**(呂皇后・霍皇后・上官皇后との宗族の滅亡せしは漢紀に詳かなり)は、切骨(痛切)之戒めと為す可し、幸いにも陛下は矜察すべし！」

上は聽さず、卒に之を用いる。(歐陽脩曰く、唐は隋の制に因り、三省の長の尚書令・侍中・中書令を持って共に國政を議せしむ。此れ宰相の職なり。後に太宗が尚書令たりしを以て、臣下は避けて敢えて其の職に折らず。是に由りて僕射は尚書省の長官たり、侍中・中書令と與に号して宰相と為す。其の品位は既に崇く、軽々しく以て人に授けるを欲せず。故に常に他の官を以て宰相の職に居り、

而して仮すに他の名を以てす。杜淹が吏部尚書を以て朝政に参与するが如し。或いは参議得失・参知政事というの類は其の名、一に非ずが。皆宰相の職なりと)

**突厥** ■ **〔侵入しない突厥を撃たず〕** 初め、突厥の性は淳厚にして、政令は質略なり。頡利可汗は華人(中国人)の**趙德言**を得、之を委ね用いる。德言は其の威福を専らにし、多く舊俗を變更し、政令は煩苛なり、國人は始めて悦ばず。頡利は又た好みて諸胡を信任し而るに突厥を疏んじ、胡人は貪冒にして、反覆多く、兵革は歳ごとに動く。會々大雪し、深さは數尺、雜畜は多く死し、連年饑饉し、民は皆な凍餒す。頡利の用度は給せず、重く諸部に斂し、是に由りて内外は離怨し、諸部は多く叛し、兵は浸く弱し。事を言う者は多く之を撃つを請い、上は以て**蕭瑀**、**長孫無忌**に問いて曰く、

「頡利の君臣は昏虐なり、危亡は必ず可し。今之を撃てば、則ち新たに之と盟う。撃たざれば、恐らくは機會を失う。如何し而して可ならんや？」

**瑀**は之を撃つを請い。**無忌**は對えて曰く、

「虜は塞を犯さず而して信を棄て民を勞するは、王者之師に非ざる也。」

上は乃ち止む。

### 【太宗の側近との問答】

■ **〔三代封建は王朝長久の策〕** 上は公卿に問うに國を享ける久長之策を以てし、**蕭瑀**は言く、

「三代封建し而して久長に、秦は孤立し而して速かに亡ぶ。」

上は以て然りと為し、是に於いて始めて封建之議有り。

■ **〔高士廉の左遷〕** 黃門侍郎の**王珪**は密奏有り、侍中の**高士廉**に附し、寝ね而して言わず。上は之を聞き、八月、戊戌(34-17+1=18日)、士廉を(11-149p)出して安州大都督と為す。

■ 九月、庚戌(46-46+1=1日)朔、日之を食する有り。

■ **〔杜淹は朝政に参豫〕** 辛酉(57-46+1=12日)、中書令の**宇文士及**は罷めて殿中監と為り、御史大夫の**杜淹**は朝政に参豫す。他官の政事に参豫するは此より始まる。

■ **〔太宗と杜淹の諫言問答〕** 淹は刑部員外郎(刑部郎は尚書侍郎に貳し、其の典憲を挙げて其の輕重を辨ずるを掌る)の**邸懷道**を薦し、上は其の行能を問い、對えて曰く、

「煬帝は將に江都に幸せんとし、百官を召して行留之計を問い、**懷道**は吏部主事(隋唐に尚書諸司に皆主事有、從九品上)為り、獨り可からずを言う。臣は親しく之を見る。」

上は曰く、

「卿は**懷道**を稱して是と為せば、何為れぞ自ら正諫せざるや？」

對えて曰く、

「臣は爾る日に重任に居らず、又た諫めて従われざるを知る、徒らに死するは無益なり。」

上は曰く、

「卿は**煬帝**が諫む可からざるを知り、何為れぞ其の朝に立てるや？既に其の朝に立てば、何ぞ諫めざるを得んや？卿は隋に仕え、位卑しきと雲う可きを容れん。後に**王世充**に仕えるや、尊顯なり矣、何ぞ亦た諫めざるを得ん？」

對えて曰く、

「臣は**世充**に於いて諫めざるに非ず、但だ従われざる耳。」

上は曰く、

「世充が若し賢にし而して諫めを納れれば、應に亡國せず。若し暴に而して諫めを拒めば、卿は何ぞ禍いを免れるを得ん？」

淹は對える能わず。上は曰く、

「今日は尊任と謂う可し矣、以て諫める可きか未だしか？」

對えて曰く、

「願わくは死を盡くさん。」

上は笑う。

■ **[王君廓の謀反失敗]** 辛未 (7+60-46+1=2 2 日), 幽州都督の**王君廓**は謀叛し, 道に死す。**君廓**は州に在り, 驕縱多く不法なり, 征して入朝せしむ。長史の**李玄道**, **房玄齡**は從甥也, **君廓**に憑りて書を附し, **君廓**は私に之を發ひらき, 草書を識らず, 其の己の罪を告げるを疑い, 行きて渭南 (北魏は新豊・鄭県の間に渭南郡を置く。隋は郡を廢して県とす。京兆の尹に属す。長安の東 115 里、陝西省関中道渭南県、現・渭南市臨渭区) に至り, 驛吏を殺し而して逃げる。將に突厥に奔らんとし, 野人の殺す所と為る。

■ **[魏徵は嶺南慰撫を進言]** 嶺南の曾長の**馮盎**、**談殿**等は迭いに相い攻撃し, 久しく未だ入朝せず, 諸州は奏して**盎**は反すと稱し, 前後に十を以て數う。上は將軍の**藺謨**等に命じて江、嶺數十州の兵を發して之を討たしめ。**魏徵**は諫めて曰く、

「中國は初めて定まり, 嶺南は瘴癘 (風土病の熱病) ありて險遠なり, 以て大兵を宿す可からず。且つ盎の反状は未だ成らず, 未だ宜しく衆を動かすべからず。」

上は曰く、

「告げる者道路は絶えず, 何ぞ反状は未だ成らずと雲うや？」

對えて曰く、

「**盎**が若し反すれば, 必ず兵を分けて險に據り, 州縣を攻掠せん。今告げる者は已に數年, 而るに兵は境を出ず, 此れ反せざるは明らかなり矣。諸州は既に其の反くを疑い, **陛下**も又た遣使して鎮撫せず, 彼は死を畏れ, 故に敢えて入朝せず。若し信臣 (使臣) を遣わして示すに至誠を以てすれば, 彼は禍いを免かるるを喜び, 兵を煩さず而して服す可し。」

上は乃ち兵を罷む。(11-150p) 冬, 十月, 乙酉 (21-16+1=6 日), 員外散騎侍郎の**李公掩**を遣わして節を持して之を慰諭せしめ, **盎**は其の子の**智戴**を遣わして使者に隨いて入朝す。上は曰く、

「**魏徵**は我をして一介之使を發せ令め, 而して嶺表は遂に安ず, 十萬之師に勝り, 賞せざる可からず。」**徵**に絹五百匹を賜る。

■ 十二月, 壬午 (18-15+1=4 日), 左僕射の**蕭瑀**は事に坐して免ず。

■ **[李孝常の乱、長孫安業を死一等減ず]** 戊申 (44-15+1=3 0 日), 利州都督の義安王の**李孝常**等は反を謀り, 伏して誅す。**孝常**は入朝するに因りて, 京師に留まり, 右武衛將軍の**劉德裕**及び其の甥の統軍の**元弘善**、監門將軍の**長孫安業**と互いに符命を説き, 謀るに宿衛の兵を以て亂を作す。**安業**は, **皇后**之異母兄也, 酒を嗜みて無頼なり。父の**晟**は卒し, 弟の**無忌**及び**后**は並びに幼なり, **安業**は斥けて舅氏 (高士廉は無忌及び**后**の舅) に還す。上の即位に及び, **后**は舊怨を以て意と為さず, 恩禮は甚だ厚し。反事の覺われるに及び, **后**は涕泣して之が為に固く請いて曰く、

「**安業**の罪は誠に萬死に當たる。然るに妾に慈ならざせるは, 天下は之を知る。今置くに極刑を以てすれ

ば、人は必ず妾の為す所と謂い、恐らくは亦た聖朝之累と為らん。」  
是に由りて死を減じ、嵩州に流すを得たり。

### 【太宗の側近との問答延々】

#### ■ [良臣と忠臣の違い] 或は、

「右丞の魏徵が其の親戚に私す」

と告げ、上は御史大夫の温彦博をして之を按ぜ使め、状無し。彦博は上に言つて曰く、

「徵は形跡を存せず、遠く嫌疑を避ける、心は私無しと雖も、亦た責む可き有り。」

上は彦博をして徵を讓め令め、且つ曰く、

「自今宜しく形跡を存すべし。」

它日、徵は入見し、上に言つて曰く、

「臣は聞く、君臣は同體なりと、宜しく相い與に誠を盡くすべし。若し上下但(續は俱)に形跡を存すれば、則ち國之興喪は尚ほ未だ知る可からず、臣は敢えて詔を奉ぜず。」

上は瞿然として曰く、

「吾は已に之を悔いる。」

徵は再拜して曰く、

「臣は幸いに陛下に奉事するを得、願わくは臣をして良臣為ら使めよ、忠臣と為さしむ勿かれ。」

上は曰く、

「忠、良は以て異なる有る乎？」

對えて曰く、

「稷、契、皋陶(夏の鄭禹の賢臣)は、君臣心を協きあわせ、俱に尊榮を享ける、所謂良臣なり。龍逢(夏の桀を諫めて殺された)、比干(殷の紂王を諫めて殺された)は、面折廷争し、身誅せられ國亡ぶ、所謂忠臣なり。」

上は悦び、絹五百匹を賜わる。

■ [太宗は神采英毅] 上は神采英毅にして、群臣の進見する者は、皆な舉措を失う。上は之を知り、人が事を奏するを見る毎に、必ず假すに辭色を以てし、規諫を聞かんことを冀う。嘗て公卿に謂つて曰く、

「人は自ら其の形を見んと欲すれば、必ず明鏡に資る。君は自ら其の過ちを知らんと欲すれば、必ず忠臣を待つ。苟いざしくも其の君は諫めに復もとりて自ら賢とし、其の臣は阿諛して旨に順い、君は既に國を失い、臣は豈に能く獨り全からんや！虞世基等の如きは煬帝に諂事し以て富貴を保ち、煬帝は既に弑せられ、世基等も亦た誅せらる(185 卷高祖の武徳元年にあり)。公が輩は宜しく此を用つて戒めと為すべし、事に得失有れば、言を盡くすを惜しむ毋かれ(無母盡言×)！」

#### ■ [太宗は宿衛を強要せず] 或は上言す、

「秦府の舊兵は、宜しく盡く武職に除し、追いて宿衛に入るべし。」

上は之に謂つて曰く、

「朕は天下を以て家と為し、惟だ賢に是れ與ともにす、豈に舊兵之外は皆な信ず可き者無からしむ乎！（11-151p）汝之此の意は、朕の徳を天下に廣むる所以に非ざる也。」

#### ■ [太宗は靡麗珍奇を避け、風俗は素樸] 上は公卿に謂つて曰く、

「昔禹は山を鑿ち水を治め而して民に謗讟する者無しは、人と利を同じくするが故也。秦の始皇は宮室を營み而して民(續は人) 怨みて叛く者は、人を病ましめて以て己を利せしが故也。夫れ靡麗珍奇は、固よ

り人之欲する所、若し之を<sup>ほしま</sup>縦にして已まざれば、則ち危亡は立ちどころに至らん。朕は一殿を營まんと欲し、材用は已に具われども、秦に鑒みて而して止む。王公已下、宜しく朕が此の意を體すべし。」  
是れ由り二十年間、風俗は素樸にして、衣に錦繡無く、公私は富給す。

■ 〔中書省門下省の役割〕 上は黄門侍郎の王珪に謂って曰く、

「國家は本は中書（詔勅を出す、中書舍人が起草）、門下（審査反駁す、詔勅に不便有れば塗鼠して奏還す、これを塗鼠という）を置き以て相い檢察し、中書の詔勅に或は差失有れば、則ち門下は當に駁正を行うべし。人心の見る所、互いに不同有り、苟くも論難往來し、務めて至當を求め、己を捨てて人に従い、亦た復た何ぞ傷つかん！  
<sup>このころ</sup>比來或は己之短を護り、遂に怨隙を成し、或は苟くも私怨を避け、非を知れども正さず、一人の顔情に順い、兆民之深患と為り、此れ乃ち亡國之政也。煬帝之世、内外の庶官は、務めて相い順從し、是之時に當たりて、皆な自ら謂えらく智有り、禍いは身に及ばず。天下大亂するに及び、家國は兩つながら亡び、其の間萬一免かるるを得る者有りと雖も、亦た時論の貶する所と為り、終古磨せざらん。卿曹は各々當に公に徇じ私を忘れ、雷同する勿れ也！」

■ 〔桀、紂は其の身を忘れる。〕 上は侍臣に謂って曰く、

「吾は聞く西域の賈胡は美珠を得れば、身を剖ちて以て之を藏す、諸れ有るや？」

侍臣は曰く、

「之れ有り。」

上は曰く、

「人は皆な彼之珠を愛し而るに其の身を愛さざるを知る也。吏は賂を受けて法に抵る、帝王の奢欲に徇い而して國を亡ぼす者と、何を以て彼の胡之笑う可きに異なる邪！」

魏徵は曰く、

「昔魯の哀公は孔子に謂って曰く、『人は好く忘れる者有り、宅を徙し而して其の妻を忘れる。』孔子は曰く、『又た甚だしき者有り、桀、紂は乃ち其の身を忘れる。』亦た猶ほ是れ也。」

上は曰く、

「然り。朕は公輩と宜しく力を戮せて相い輔けるべし、庶わくは人の笑う所と為るを免れん也！」

■ 〔青州の反乱鎮圧〕 青州に反を謀る者有り、州縣は支黨を逮捕し、收系して獄に滿ちる、殿中侍御史（曹魏の時、蘭台・御史二人を遣わして殿中に居らしめ、姦非を伺察す。遂に殿中侍御史と称す。唐は從七品した、朝廷の供奉の儀式を掌る）の安喜（定州に属す県。漢の盧奴・安俛の二県の地なり。章帝は安喜に改む。隋は鮮虞と改め、唐は復た安喜という。直隸省保定道定県の北、現・保定市高碑店市安喜莊村）の崔仁師に詔して之を覆按せしむ。仁師は至り、悉く桎械を脱去し、飲食湯沐を與えて、之を寬慰し、止だ其の魁首十餘人を坐し、餘は皆之を釋す。還り報じ、敕使（この時の敕使は宦官に非ず。凡そ敕を奉じて出で使いする者は、之を敕使という、勅命を傳達する使者）は將に往きて之を決せんとす。大理少卿の孫伏伽は仁師に謂って曰く、

「足下は平反する者多き、人情は誰か生を貪らざらん、恐らくは徒侶の免かるるを得るを見、未だ肯えて甘心せざらん、深く足下の為に之を憂う。」

仁師は曰く、(11-152p)

「凡そ獄を治めるは當に平恕を以て本と為すべし、豈に自ら罪を免かれんことを規り、其の冤を知り而して伸を為さざる可けん邪！萬一暗短にして、誤りて縦す所有れば、一身を以て十囚之死に易えるも、亦た願う所也。」

伏伽は慚じ而して退く。敕使の至るに及び、更に諸囚を訊し、皆な曰く、

「崔公は平恕にして、事は枉濫無く、請う速かに死に就かん。」

一人の辭を異とする者無し。

■ **〔騎射は少年の為す所〕** 上は好く騎射し、孫伏伽は諫め、以為く、

「天子は居れば則ち九門（天門は九重、人主の門も復た九重という。禁衛九重、虎表九闕、皆九門という）、行けば則ち警蹕す、苟くも自ら尊嚴せんと欲すに非ず、乃ち社稷生民之計を為す也。陛下は好みて自ら馬を走らせ射を以て近臣を娛悦す、此れ乃ち少年にして諸王為る時の為す所なり、今日の天子の事業に非ざる也。既に聖躬を安養す所以に非ず、又た後世に儀刑する所以に非ず、臣は竊に陛下の為に取らず。」

上は悦ぶ。未だ幾くもなくして、伏伽を以て諫議大夫と為す。

■ **〔唐の官吏人選〕** 隋の世の選人は、十一月に集まり、春に至り而して罷む、人は其の期の促すを患う。是に至り、吏部侍郎の觀城（古の觀国、隋の開皇六年、觀城県という。魏州に属す。唐には澶州に属す。山東省東臨道觀城県、現・聊城市莘県）の劉林甫は奏し四時聽選し、闕に隨いて注擬し、人は以て便と為す。唐の初め、士大夫は亂離之後なるを以て、仕進を樂しまず、官員は省に充たず。諸州に符下し人を差つかわして選に赴かしめ、州府及び詔使（敕使）は多く赤牒を以て官に補す。是に至り盡く之を省き、勅して省選に赴かしむ、集まる者は七千餘人、林甫は才に隨いて銓敘し、各々其の所を得、時人は之を稱す。詔して關中の米貴きを以て、始めて人を分けて洛州に於いて選す。上は房玄齡に謂って曰く、

「官は人を得るに在り、員多きに在らず。」

玄齡に命じて並省せしめ、文武總て六百四十三員を留める。

■ **〔劉子翼は詔を辞す〕** 隋の秘書監の晉陵（常州を帯びる、江蘇省蘇常道武進県、現・常州市武進区）の劉子翼は、學行有り、性は剛直、朋友に過ち有れば、常に面のあたりに之を責める。李百藥は常に稱す、

「劉四（劉子翼は第四、唐では人は多く第行を以て相い呼ぶ）は復た人を罵ると雖も、人は終に恨まず。」

是の歲、詔有りて之を征し、辭するに母の老いたるを以てし、至らず。

■ **〔裴仁軌の罪を許す〕** 郟令（郟は山東省東臨道夏津県、現・徳州市夏津県）の裴仁軌は私に門夫を役し、上は怒り、之を斬らんと欲す。殿中侍御史の長安の李乾祐は諫めて曰く、

「法者、陛下の天下と共にする所也、陛下の獨り有する所に非ざる也。今仁軌は輕罪に坐し而して極刑に抵る、臣は恐る人の手足を措く所無からんを。」

上は悦び、仁軌の死を免れ、乾祐を以て侍御史と為す。

■ **〔關中、山東人を區別せず〕** 上は嘗て語りて關中、山東人に及び、

「意は同異有り」。

殿中侍御史の義豐（漢の中山の安國県、隋は定州に属す。直隸省保定道安國県、現・保定市安國市）の張行成は跪きて奏して曰く、

「天子は四海を以て家と為し、當に東西之異有るべからず。恐らくは人に示すに隘きを以てす。」

上は其の言を善しとし、厚く之に賜わる。是より大政有る毎に、常に議に預ら使む。（11-153p）

**突厥** **〔突厥下には鉄勒は分散〕** 初め、突厥は既に強く、敕勒（鉄勒）の諸部は分散し、薛延陀（先に薛種と雜居し後に延陀部を滅ぼして之を有つ。薛延陀と号す、姓は一利咄）、回紇（先に袁紇、烏護、烏紇、隋には韋紇、後に回紇。姓は菓葛羅氏。薛延陀の北、沙陵水の上に居り、長安を去ること七千里、ウイグル）、都播（都波、其の地は北に小海に瀕し西は堅昆、南は回紇）、骨利干（翰海の北）、多濫葛（多覽葛、薛延陀の東、同羅水に瀕す）、同羅（薛延陀の北、多濫葛の東、長安より七千里弱）、僕固

(僕骨、多濫葛の東、最も北)、拔野古(按野固、拔曳固、磧北に漫散して地千里なり。僕固に直り、鞅鞞に隣りす)、思結(延陁の故牙に在り)、渾(最も南)、斛薛(多濫葛)、結同(羅の北)、阿跌(詞跌)、契苾(契苾羽、焉耆の西北鷹娑川に在り、多濫葛の南)、白〔<sup>しゅう</sup>習〕(鮮卑の故地に居り、京師の東北五千里に直り、同羅・僕固に撰し、薛延陀を避け、奥支水令陁山に保す。斛薛のシタ、結の上に、當に奚の字あるべし)等の十五部有り、皆な磧北に居り、風俗は大抵は突厥と同じ。薛延陀は諸部に於いて最も強きと為す。

**突厥**〔**回紇の自立への模索**〕西突厥の**曷薩那可汗**は方に強く、敕勒の諸部は皆な之に臣となる。**曷薩那**は徴税に度無く、諸部は皆な怨む。**曷薩那**は其の渠帥百餘人を誅し、敕勒は相い帥いて之に叛き、共に契苾の**哥楞**を推して**易勿真莫賀可汗**と為し、貪於山(貪汚山とも)の北に居る。又た薛延陀の**乙失鉢**を以て**也啞小可汗**と為し、燕末山の北に居る。**射匱可汗**の兵の復た振うに及び、薛延陀、契苾の二部は並せて可汗之號を去りて以て之に臣たり。

**突厥**〔**回紇の勃興**〕回紇等六部の郁(統は鬱)督軍山(大漠の外に在り長安西北六千里)に在る者は、東に**始畢可汗**に屬す。**統葉護可汗**の勢いは衰え、**乙失鉢**之孫の**夷男**は其の部落七萬餘家を帥いて、**頡利可汗**に附く。**頡利**の政は亂れ、薛延陀は回紇、拔野古等と相い帥いて之に叛く。**頡利**は其の兄の子の**欲谷設**を遣わして十萬騎を將いて之を討たしめ、回紇の酋長の**菩薩**は五千騎を將いて、與に馬鬣山に戦い、大いに之を破る。**欲谷設**は走り、**菩薩**は追いて天山に至り、部衆は多く虜とする所と為り、回紇は是に由りて大いに振う。薛延陀も又た其の四設(突厥の兵を掌る者を号して設という。四設は四部帥の典兵者なり)を破り、**頡利**は制する能わず。

**突厥**■〔**太宗は突厥の間に乗らず**〕**頡利**は益々衰え、國人は離散す。會々大雪あり、平地は數尺、羊馬は多く死し、民は大いに饑え、**頡利**は唐が其の弊に乗るを恐れ、兵を引いて朔州の境上に入り、

「會獵す」

と揚言し、實は備えを設ける焉。鴻臚卿(賓客及び凶儀の事を掌る)の**鄭元璠**は突厥に使いして還る。上に言つて曰く、

「戎狄の興衰は、専ら羊馬を以て侯と為す。今突厥の民は饑え畜は瘦せ、此れ將に亡びる之兆也、三年に過ぎず。」

上は之を然りとす。群臣は多く上に間に乗りて突厥を撃つを勧め、上は曰く、

「新に人と盟い而して之に背くは、信ならず。人之災いを利するは、仁ならず。人之危きに乗り以て勝ちを取るは、武ならず。縱使其の種落盡く叛き、六畜餘無しとも、朕は終に撃たず、必ず罪有るを待ち、然る後に之を討たん。」

**突厥**西突厥の**統葉護可汗**は**真珠統俟斤**を遣わして高平王の**道立**(前卷高祖武徳八年に突厥に使いす)と來たり、萬釘寶鈿金帶、馬五千匹を獻じ、以て**公主**を迎える。**頡利**は中國が之と和親するを欲せず、數々兵を遣わして入寇し、又た人を遣わして**統葉護**に謂つて曰く、

「汝は唐の**公主**を迎え、(11-154p) 要ず須く我が國中を経て過ぐ。」

**統葉護**は之を患い、未だ昏を成さず。

## 高祖神堯大聖光孝皇帝下之下貞觀二年(戊子、628年)

■〔**長孫無忌の遜位**〕春、正月、辛亥(47-44+1=4日)、右僕射の**長孫無忌**は罷む。時に密表して、

「**無忌**の權寵は過盛なり」

と稱する者有り、上は表を以て之に示して、曰く、

「朕は卿に於いて洞然として疑い無し、若し各々聞く所を懐き而して言わざれば、則ち君臣之意は通じざる有り。」

又た百官を召して之に謂って曰く、

「朕の諸子は皆な幼なり、無忌を視ること子の如し、他人能く問する所に非ざる也。」

無忌は自ら満盈を懼れ、固く位を遜るを求め、皇后も又た力めて之が為に請い、上は乃ち之を許し、以て開府儀同三司と為す。

■六司侍郎（吏部は正四品上、他は皆正四品下）を置き、六尚書に副とす。並せて左右司郎中（従五品上。尚書左丞は吏戸禮十二司を勾し、右丞は兵刑工十二司を管す。左右司郎中は各々十二司の事に副とし、以て稽違を挙正し、符目を省署するを掌る）各々一人を置く。

吐谷渾■癸丑（49-44+1=6日）、吐谷渾は岷州を寇し、都督の李道彦は撃ちて之を走らす。

■丁巳（53-44+1=10日）、漢王の恪を徙して蜀王と為し、衛王の泰を越王と為し、楚王の祐を燕王と為す。

■ [人君と臣下、魏徴の忠言] 上は魏徴に問いて曰く、

「人主は何を為せば而して明らかに、何を為せば而して暗きや？」

對えて曰く、

「兼聽すれば則ち明らかに、偏信すれば則ち暗し。昔堯（書経呂刑に曰く、皇帝は下民に清問し、鰥寡有苗に辭有り）は下民に清問す、故に有苗之惡以て上聞するを得る。舜は四目を明らかにし、四聰を達す、故に共、鯀（禹の父）、歡兜（古代伝説中野三苗族首領）蔽う能わざる也。秦の二世は趙高を偏信し（秦紀にあり）、以て望夷之禍を成す。梁の武帝は朱異を偏信し（梁紀にあり）、以て台城之辱を取る。隋の煬帝は虞世基を偏信し（隋煬帝紀にあり）、彭城閣之變を致す。是の故に人君は兼ね聽き廣く納れば、則ち貴臣は擁蔽するを得ず、而して下情は以て上に通じるを得る也。」

上は曰く、

「善し！」

■ [太宗は次々教訓を言う] 上は黃門侍郎の王珪に謂って曰く、

「開皇十四年大旱し、隋の文帝は賑給するを許さず、而して百姓をして山東に食に就か令む、末年に至るに比びて、天下の儲積は五十年に供す可し。煬帝は其の富饒を恃み、侈心厭く無く、卒に天下を亡う。但だ倉廩之積をして以て凶年に備えるに足ら使めば、其の餘は何ぞ用いん哉！」

■ 二月、上は侍臣に謂って曰く、

「人は言う、天子は至尊にして、畏憚する所無し、と。朕は則ち然らず、上は皇天之監臨を畏れ、下は群臣之瞻仰を憚り、兢兢業業として、猶ほ天意に合わず、未だ人望に副わざらんことを恐れる。」

魏徴は曰く、

「此れ誠に治を致す之要なり、願わくは陛下は終わりを慎むこと始めの如くすれば、則ち善し矣。」（11-155p）

■ 上は房玄齡等に謂って曰く、

「為政は至公に若くは莫し。昔諸葛亮は廖立、李嚴を南夷に竄す（72 卷魏の明帝青龍二年にあり）、亮は卒し而して立、嚴は皆な悲泣し、死する者有り、至公に非ざれば能く是くの如きならん乎！又た高潁は隋の相と為り、公平にして治體を識る、隋之興亡は、潁之存没に係る。朕は既に前世之明君を慕い、卿等は前世之賢相に法らざる可からざる也。」



■三月，戊寅（14-14+1=1日、元嘉歴朔は二月）朔，日之を食する有り。

■壬子（48-43+1=6日），大理少卿の胡演は毎月の囚帳（毎月禁繫する罪囚の姓名を具す）を進める。上は命じて今より大辟は皆な中書、門下四品已上及び尚書（二省の長官・武官より下は諫議大夫に至るなり）をして之を議せ令め、冤濫無しを庶<sup>こいねが</sup>う。既に而して囚を引き、岐州刺史の鄭善果に至り、上は胡演に謂って曰く、「善果は復た罪有ると雖も、官品は卑しからず、豈に諸囚と伍すると為ら使む可けんや。自今三品以上の犯罪は、引き過ぎるを須いず、朝堂（太極宮の承天門の左右に東西朝堂有り）に置いて進止を俟つを聽す。」

■[太宗は飢饉を救済] 關内は早饑し、民は多く子を賣り以て衣食を接ぐ。己巳（5+60-43+1=23日），詔して御府の金帛を出して為に之を贖い、其の父母に歸す。庚午（6+60-43+1=24日），詔して去歲霖雨し、今茲早、蝗するを以て、天下に赦す。詔書の略に曰く、

「若し年穀をして豊稔し、天下をして又た安なら使めば、災を朕の身に移し、以て萬國を存し、是れ願う所也、甘心して吝<sup>おし</sup>む無し。」

會々所在に雨有り、民は大いに悦ぶ。

■夏，四月，己卯（15-13+1=3日），詔して以わく、

「隋末亂離し、之に因りて饑饉し、骸を暴<sup>さら</sup>して野に滿ち、人の心目を傷め、宜しく所在の官司に令して收瘞せしむべし。」

### 【突厥衰え梁師都滅びる】

突厥 ■ [突厥衰え、太宗はまた悩む] 初め、突厥の突利可汗は牙を建てて幽州之北に直り、東偏に主たり、奚、[雨習]等數十部の多くは突厥に叛きて來降し、頡利可汗は其の衆を失うを以て之を責める。薛延陀、回紇等が欲谷設を敗るに及び、頡利は突利を遣わして之を討たしめ、突利の兵は又た敗れ、輕騎にして奔り還る。頡利は怒り、子を拘すること十餘日而して之を撻ち、突利は是に由りて怨み、陰に頡利に叛かんと欲す。頡利は數々突利に徵兵し、突利は與えず、表して入朝せんと請う。上は侍臣に謂って曰く、「向者に突厥之強きは、控弦百萬、中夏を憑陵し、是を用いるに驕恣にして、以て其の民を失う。今自ら入朝せんと請い、困窮するに非ざれば、肯えて是くの如くならん乎！朕は之を聞き、且つ喜び且つ懼れる。何となれば則ち？突厥衰えれば則ち邊境は安し矣、故に喜ぶ。然るに朕は或は道を失えば、它日亦た將に突厥の如し、能く懼れる無からん乎！卿曹は宜しく苦諫を惜しまず、以て朕之速ばざるを輔けるべき也。」

頡利は兵を發して突利を攻め、丁亥（23-13+1=11日），突利は遣使して來たりて救いを求める。上は大に謀りて曰く、

「朕は突利と兄弟と為り（前卷高祖武徳七年にあり）、急有れば救わざる可からず。然るに頡利も亦た之と盟い（渭橋の盟、前卷武徳九年にあり）有り、奈何や？」

兵部尚書の杜如晦は曰く、

「戎狄は信無く、終に當に約に負くべし、今其の亂に因り而して之を取らざれば、(11-156p)後悔して及ぶ無し。夫れ亂を取り亡を侮る（書經仲虺の誥の語）は、古之道也。」

契丹 ■ [契丹の來降] 丙申（32-13+1=20日），契丹の酋長は其の部落を帥いて來降す。頡利は遣使して梁師都を以て契丹と易えるを請い、上は使者に謂って曰く、

「契丹は突厥と異類なり、今來たりて歸附す、何の故に之を索<sup>もと</sup>めるや！師都は中國之人にして、我が土地を盗み、我が百姓を暴<sup>かば</sup>し、突厥は受け而して之を庇う、我は兵を興して討を致せば、輒ち來たりて之を救

う、彼は魚の釜中に遊ぶが如し、何ぞ我が有と為らざるを患えん！借使得ずとも、亦た終に降附之民を以て之に易えざる也。」

■ **突厥** [遂に梁師都を滅ぼす] 是より先、上は突厥の政の亂れ、**梁師都** (朔方の人) を庇う能わざるを知り、書を以て之を諭し、**師都**は従わず。上は夏州都督の長史の**劉旻** (元は梁師都の將軍)、司馬の**劉蘭成**を遣わして之を圖らしめ、旻等は數々輕騎を遣わして其の禾稼を踐み、多く反間 (スパイ) を縦ち、其の君臣を離さしめ、其の國は漸く虚しく、降る者は相い屬く。其の名將の**李正寶**等は**師都**を執らんと謀り、事は洩れ、來奔し、是に由りて上下は益々相い疑う。旻等は取る可きを知り、上表して兵を請う。上は右衛大將軍の**柴紹**、殿中少監の**薛萬均**を遣わして之を撃たしめ、又た旻等を遣わして朔方の東城 (190 卷武徳五年に取る) に據り以て之に逼らしむ。**師都**は突厥の兵を引いて城下に至り、**劉蘭成**は旗を偃せ鼓を臥して出です。**師都**は宵に遁げ、**蘭成**は追撃し、之を破る。突厥は大いに兵を發して**師都**を救い、**柴紹**等は未だ朔方に至らざること數十里、突厥と遇い、奮撃し、大いに之を破り、遂に朔方を圍む。突厥は敢えて救わず、城中の食は盡く。壬寅 (38-13+1=26日)、**師都**の從父の弟の**洛仁**は**師都** (隋の大業の末618年に兵を起しここに滅ぶ) を殺し、城を以て降り、其の地を以て夏州と為す。

### 【太宗と司馬光の音楽論】

■ **唐の音楽復興** 太常少卿の**祖孝孫**は梁、陳之音は吳、楚、周多く、齊之音は胡、夷多きを以て、是に於いて南北を斟酌し、考えるに古聲を以てし、《唐雅樂》を作り、凡そ八十四調 (律に七声有り、十二律)、三十一曲 (隋に皇夏十四曲有り、孝孫は十二和を制し以て天の成数に法る)、十二和 (預和・順和・永和・肅和・雍和・壽和・舒和・太和・昭和・休和・正和・承和) 為り。協律郎 (正八品上、太常寺に属す) の**張文收**に詔して**孝孫**と同じく修定せしむ。六月、乙酉 (21-12+1=10日)、**孝孫**等は新樂を奏す。上は曰く、

「禮樂者、蓋し聖人は情に縁りて以て教を設ける耳、治之隆替は、豈に此に由るや？」

御史大夫の**杜淹**は曰く、

「齊之將に亡びんとし、《伴侶曲》 (北齊の時、陽俊之は多く六言の歌辭を作る、淫蕩にして拙なり。世俗流傳して名付けて陽五伴侶と為す) を作り、陳之將に亡びんとし、《玉樹後庭花》 (陳の後主が作る) を作り、其の聲は哀思にして、行路之を聞きて皆な悲泣す。何ぞ治之隆替は樂に在らずと言うを得ん也！」

上は曰く、

「然らず。夫れ樂は能く人を感ず、故に樂しむ者は之を聞き則ち喜び、憂うる者は之を聞きて則ち悲しむ、悲喜は人の心に在り、樂に由るに非ざる也。將に亡びんとする之政は、民は必ず愁苦し、故に樂を聞き而して悲しむ耳。今二曲は具に存す、朕は公の為に之を奏し、公は豈に悲しまん乎？」

右丞の**魏徵**は曰く、

「古人は稱す、『禮と雲い禮と雲い、玉帛を雲わん乎哉！樂と雲い樂と雲い、鐘鼓と雲わん乎哉！』 (論語陽貨篇にあり) 樂は誠に人の和に在り、聲音に在らざる也。」 (11-157p)

■ **司馬光の音楽評論** 臣光は曰く、臣は聞く、**垂** (古の巧人) は能く目は方圓を制し、心は曲直を度る、然るに以て人に教える能わず、其の以て人に教える所の者は、必ず規矩し而して已む矣。聖人は勉めず而して中たり、思わず而して得、然るに以て人に授ける能わず、其の以て人に授ける所の者は、必ず禮樂而して已む矣。禮者、聖人之履む所也。樂者、聖人之樂しむ所也。聖人は中正を履み而して和平を樂しみ、又た四海と之を共にし、百世之を傳えんと思ひ、是に於いて乎禮樂を作る焉。故に工人は**垂**之規矩を執り而して之を器に施す、是れ亦た**垂**之功已。王者は**五帝**、**三王**之禮樂を執り而して之を世に施す、是れ亦た

五帝、三王之治已。五帝、三王は、其の世を違ること已に久しく、後之人は其の禮を見て其の履む所を知り、其の樂を聞きて其の楽しむ所を知り、炳然として猶ほ世に存するが若し焉。此れ禮樂之功に非ざる邪？夫れ禮樂は本有り、文有り。中和者、本也。容聲者、末也。二者は偏廢す可からず。先王は禮樂之本を守り、未だ嘗て須臾も心を去らず、禮樂之文を行ひ、未だ嘗て須臾も身を遠ざけず。閨門に興り、朝廷に著われ、郷遂比鄰に被り、諸侯に達し、四海に流れ、祭祀軍旅より飲食起居に至るまで、未だ嘗て禮樂之中に在らざればならず。此くの如く數十百年、然る後に治化周浹し、鳳凰來儀する也。苟くも其の本無く而して徒らに其の末のみ有り、一日之を行ひ而して百日之を捨てれば、末(末×)は以て風を移し俗を易え、誠に亦た難し矣。是を以て漢の武帝は協律を置き、天瑞を歌ひ、美ならざるに非ざる也、哀痛之詔を免かる能わず。王莽は義和(音樂を担当させる)を建て、律呂を考し(劉歆をして律呂を考定)、精しからざるに非ざる也、漸台之禍い(漢の淮陽王紀にあり)を救う能わず。晉武(苟昺をして鐘律を定めしむ)は笛尺を制し、金石を調えるは、詳しからざるに非ざる也、平陽之災い(匈奴の前趙に晉の懷帝・愍帝の蒙塵すること)を弭むる能わず。梁の武帝は四器(四通を制する、事は145卷天監元年にあり)を立て、八音を調べ、察せざるに非ざる也、台城之辱しめ(162卷太清三年侯景の乱)を免ずる能わず。然らば則ち韶(舜の樂)、夏(禹の樂)、濩(湯の樂)、武(周の武王之樂)之音は、具に世に存するとも、苟くも其の餘は以て之を稱するに足らず、曾ち一夫を化する能わず、況んや四海を乎！是れ猶ほ垂之規矩を執り而して工と材と無く、坐し而して器之成るを待ち、終に得る可からざる也。況んや齊、陳の淫昏之主は、亡國之音、暫く庭に奏するも、烏んぞ能く一世之哀樂を變ぜん乎！而るに太宗は遽に雲う治之隆替は樂に由らず、何ぞ言を發する之易き而して聖人を非るに果する也此くの如き？」

■夫れ禮は威儀之謂いに非ざる也、然るに威儀無ければ則ち禮は得而して行ふ可からず矣。樂は聲音之謂いに非ざる也、然れども聲音無ければ則ち樂は得而して見る可からず。諸を山に譬えれば、其の一土一石を取り而して之を山と謂うは則ち不可なり、(11-158p)然れども土石皆な去れば、山は何に於いて在らん哉！故に曰く、

「本無ければ立たず、文無ければ行われず」(禮記禮器篇の言)

奈何して齊、陳之音の今世に驗あらざるを以て、而して樂が亂を治めるに益無しと謂うや、何ぞ拳石を踏而して泰山を輕んじるに異なる乎！必ず言う所の若し、則ち是れ五帝、三王(五×)之樂を作るは皆な妄也。

「君子は其の知らざる所に於いては、蓋し闕如する也。」(論語子路篇の孔子の言)

惜しい哉！

■戊子(24-12+1=13日)、上は侍臣に謂って曰く、

「朕は《隋の煬帝集》を觀、文辭は奥博なり、亦た是れ堯、舜に而して桀、紂に非ざるを知る、然るに行事は何ぞ其の反する也！」

魏徵は對えて曰く、

「人君は聖哲と雖も、猶ほ當に己を虚くして以て人を受けべし、故に智者は其の謀を獻じ、勇者は其の力を竭くす。煬帝は其の俊才を恃み、驕矜にして自ら用ひ、故に口に堯、舜之言を誦し而して身は桀、紂之行いを為し、曾て自ら知らず、以て覆亡に至る也。」

上は曰く、

「前事は遠からず、吾が屬之師也！」

■ **〔太宗は蝗の害を自ら受ける〕** 畿内に蝗有り。辛卯（27-12+1=16日）、上は苑中（玄武門を出、北に入る）に入り、蝗を見、數枚を掬い、之を祝りて曰く、

「民は穀を以て命と為し、而るに汝は之を食らう、寧ろ吾之肺腸を食らえ。」

手を舉げて之を呑まんと欲し、左右は諫めて曰く、

「惡物は或は疾いを成さん。」

上は曰く、

「朕は民の為に災を受け、何の疾いをか之を避けん！」

遂に之を呑む。是の歳、蝗は災を為さず。

上は曰く、

「朕は朝に臨む毎に、一言を發せんと欲すれば、未だ嘗て三思せざればならず。民の害と為るを恐れ、是を以て多く言わず。」

給事中の知起居事（貞觀二年に門下省に起居郎二員を置く。其の他の官を持って兼ねる者は、之を知起居注・知起居事という）の杜正倫は曰く、

「臣が職は言を記すに在り、陛下之言失は、臣は必ず之を書す、豈に徒に今に害有るのみにあらず、亦た恐らくは譏を後に貽さん。」

上は悦び、帛二百段を賜わる。

■ **〔梁の武帝批判〕** 上は曰く、

「梁の武帝の君臣は惟だ苦空（仏教の理を談じるをいう、仏教は苦・空・無常・無我の理を説く）を談じ、侯景之亂に、百官は乗馬する能わず。元帝は周師の圍む所と為り（165 卷梁の元帝承聖三年にあり）、猶ほ《老子》を講じ、百官は戎服して以て聽く。此れ深く戒しめと為るに足る。朕が好む所の者は、唯だ堯、舜、周、孔之道なり、以為うに鳥の翼有るが如く、魚の水有るが如く、之を失えば則ち死し、暫くも無かる可からざる耳。」

■ **〔裴虔通の流罪〕** 以えらく辰州刺史の裴虔通（185 卷高祖武徳元年にあり）は、隋の煬帝の故人なり、特に寵任を蒙り、而して身は弒逆を為す、時移り事變じ、屢々赦令を更、倖いに族夷を免ると雖も、猶ほ民を牧せ使む可からずと、乃ち下詔して除名し、歡州（統は驩州、貞觀元年に徳州南郡を改める、按南国交州府、）に流す。虔通は常に言う、

「身は隋室を除き以て大唐を啟けり」

と、自ら以て功と為す、頗る缺望（怨望）之色有り。罪を得るに及び、怨憤し而して死す。

■ **〔旧党の流罪〕** 秋、七月、詔して宇文文化及之黨の萊州刺史の牛方裕、絳州刺史の薛世良、廣州都督の長史の唐奉義、（11-159p）隋の武牙郎將（虎牙郎將、唐は先祖の李虎の諱を避けて虎を武とする）の元禮は並せて除名して邊に徙す。

■ **〔軽々しく恩赦をせず〕** 上は侍臣に謂って曰く

「古語に之れ有り、『赦者小人之幸いにして、君子之不幸。なり』『一歳に再び赦すれば、善人も暗啞（口をつぐみて言わざるをいう）す。』夫れ稂莠（皆惡草にして稼を害するもの）を養なう者は嘉谷を害し、有罪を赦する者は良民を賊う、故には即位以來、數々赦するを欲せず、小人が之を恃みて軽々しく憲章を犯すを恐れるが故也！」

令和6年6月28日 翻訳開始 12101文字

令和6年7月12日 翻訳終了 25972文字